

## 消費者

こんなところにも、計量法！

11月は計量強調月間です！

ある日、Aさんは車に給油するた  
め、ガソリンスタンドへ立ち寄りまし  
た。いつものようにレギュラー満タン  
で入れたところ、いつも入る量より、  
ガソリンスタンドのメーターに表示  
されている数値が大きいような気が  
しました。「いつもどおり入れたつも  
りなのに、おかしいな。」なんだか腑に  
落ちないまま帰ってきました。



普段私たちは生活の中で、メー  
ターやばかりで示されたものに対し  
て、疑問を持つことなく、料金を支  
払っています。これはメーターやはか  
りなどの計量器が「正しい」という前  
提があるからでしょう。この前提を  
守っているのが適正計量を定めている  
「計量法」という法律です。

この法の規制は、ガソリンスタンド  
のメーターだけでなく、「ご家庭にある  
水道メーターやガスメーター、学校や  
病院などで使われている体重計、肉  
などのばかり売りで使われている「は  
かり」、体温計や血圧計など生活の中  
のより身近なものにも及びます。

消費者センターでは、取引・証明に  
使われる「ばかり」の検査や、スーパー  
などで販売されているパック詰め商  
品の内容量の検査に加え、ガソリンス  
タンドの給油機メーターの検査など、  
正確な計量のための業務を日々行  
なっています。

11月は計量強調月間です。「はか  
る」ことについて関心を持ついい機会  
です。ご家庭で今お使いのはかりは  
正確でしょうか。次の期間に家庭用は  
かりの無料検査を行いますので、ぜひ  
ご利用ください。

### ◆家庭用はかりの無料検査

11月の計量強調月間にあわせて、  
ご家庭の体重計やはかりなどの検査  
を行います。期11月12日(土)から12  
月4日(日)までの土・日・祝日 時  
午前10時～午後5時 所消費者セン  
ター 申事前に電話(☎829・150  
0)で。

■計量に関するご相談は消費者セン  
ター(メルカつきまち4階、☎829・  
1500)へお気軽にどうぞ。受け付  
けは午前10時～午後6時30分です。  
月曜日休業(祝日の場合、直後の平  
日)。土・日・祝日も相談できます。